

居宅介護支援事業所 管理者様  
介護予防支援事業所 管理者様  
短期入所生活介護事業所 管理者様  
短期入所療養介護事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

### 短期入所サービスの長期利用について

(介護予防) 短期入所生活介護及び(介護予防) 短期入所療養介護事業(以下「短期入所サービス」という。)は、居宅において可能な限り、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのサービスです。その目的から、長期利用に対して次のような制限等が設けられています。

#### 1 連続利用の制限

- (1) 短期入所サービスの連続した利用は 30 日までと制限されており、連続 30 日を超える利用日(31 日目から)は減算又は保険給付の対象外となり全額が利用者負担となります。
- (2) 次の場合も連続した利用とみなします。
- ア 退所日又は退所の翌日に同じサービスの別の事業所に入所した場合
  - イ 入所中に区分支給限度基準額を超える全額自己負担で入所している場合
  - ウ 要介護認定期間をまたがる入所や入所中に要介護度が変わった場合
  - エ 入所中に保険者が変わった場合
- (3) 退所日に異なるサービス(短期入所生活介護から短期入所療養介護など)の別の事業所に入所した場合は連続した利用とみなしません。

#### 2 利用日数の目安

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の具体的取扱方針に規定のとおり居宅(介護予防)サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスを利用する日数が要介護(要支援)認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。

なお、「要介護」認定者の利用期間の目安については、サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。

**ただし、施設入所を目的に当該施設の短期入所サービスを長期利用することは、在宅生活の維持につながらないため認めません。**

また、「要支援」認定者の場合、認定期間のおおむね半数を超えないという目安は原則として上限基準です。

#### 3 留意事項

利用日数は、介護給付日数です。利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数については、利用日数に含まれません。